

マネージメント・レター No.212

4月から社会保険料・労働保険料が一部改定されます。



- ① 石綿（アスベスト）健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が始まります。労災保険適用事業場の全事業主が対象で、平成19年度労働保険の年度更新手続き時に併せて申告・納付することになります。料率は業種を問わず一律1,000分の0.05です。

（算定例）

賃金総額1千万の場合 → 1千万円 × 0.05/1,000 = 500円

- ② 児童手当拠出率（事業主が全額負担）が改定されます。
 （改定前）0.09% → （改定後）0.13% （0.04%引き上げ）
- ③ 雇用保険の保険料率が改定される予定です。（改正法案が国会で成立されれば、改定となります。）

事業の種類	改定後 (平成19年度概算保険料の計算に使用)			改定前 (平成18年度確定保険料の計算に使用)		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15/1000	9/1000	6/1000	19.5/1000	11.5/1000	8/1000
建設の事業	18/1000	11/1000	7/1000	22.5/1000	13.5/1000	9/1000

 **今月のワンポイント**  今年は暖冬の影響で春の到来も早まりそうですが、春の代表色である「ピンク色」や「緑色」には心身の疲れを癒す効果があるそうです。忙しい毎日のちょっとした合間に外の景色を見て季節を感じることも小さなリフレッシュになるかもしれません。